

日南町文化協会展示コーナーの設置について

1．目的

町民が自ら制作した文化芸術作品等を展示し、文化芸術の活動を広く紹介することを目的に、常設の展示コーナーを設置する。

2．場所

展示コーナーは、日南町総合文化センターエントランスホール内に設置する。

3．展示できる日時

展示コーナーを使用できる時間は、日南町総合文化センター開館時間内とし、作品等展示の期間は1ヶ月を上限として常設することができる。

4．使用資格

展示コーナーを使用できる者は、営利を目的とせず、自ら制作した作品等の展示を希望する者とする。ただし、展示内容について、展示が不相当と認める場合は使用することができないものとする。

5．使用設備

展示コーナーには、次の備品を設置する

- (1) 展示パネル
- (2) 長机

6．使用方法

展示コーナーを使用しようとする者は、使用申込書を提出すること。なお、申込期間内に申込が重複した場合は、教育委員会で調整することができる。

7．遵守事項

- 政治、宗教又は営利目的で使用しないこと。
- 許可された目的、期間内で使用すること。
- 展示コーナー以外の場所での展示はおこなわないこと。
- 展示に必要な設営及び撤去は、使用者がおこなうこと。
- 展示品の管理は使用者が責任をもっておこなうこと。
- 使用後の備品類は、元の位置に戻しておくこと。
- 施設内の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 火気の使用及び危険物等の持ち込みをおこなわないこと。
- その他教育委員会の指示に従うこと。

教育長	課長	室長	担当

日南町文化協会展示コーナー
使用申込書

平成 年 月 日

日南町教育長 様

次のとおり展示コーナーの使用を申請します。(太線枠内を記入してください)

名 称	
連 絡 先	氏名
	住所
	電話
展示期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日
展示内容	

日南町文化協会展示コーナー
使用許可書

許可番号 _____ 号

_____ 様

上記のとおり展示コーナーの使用を認めます。

平成 年 月 日

日南町教育長 内田 格